

## 船舶事故調査報告書

令和6年11月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年1月30日 14時25分ごろ
発生場所	長崎県対馬市佐護湊漁港北方沖 対馬棹埼灯台から真方位074°1,260m付近 (概位 北緯34°39.0′ 東経129°20.0′)
事故の概要	遊漁船遊覧船は、瀬渡し中、左舷船尾から波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和6年3月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 遊覧船、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	290-63627長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、瀬渡しの目的で佐護湊漁港を出港し、同漁港北方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）に到着した後、本件岩場の東側から釣り客3人を下船させた。</p> <p>船長は、瀬渡しを終えて待機中、釣り客3人から釣り場の変更を依頼され、再び本件岩場に向かったところ、釣り客3人が本件岩場の西側に移動していたので、本件岩場の西側から乗船させることとした。</p> <p>本船は、釣り客2人が船首部から乗り移って乗船した後、釣り客1人が本件岩場に残り、荷物の受渡しを行っていたところ、磯波で船首が左舷側に傾いたような状態で上方に滑り、船体全体が左舷側に傾斜した状態となったところに左舷船尾方から約1mの波が打ち込み、大傾斜して転覆した。</p> <p>乗船していた船長及び釣り客2人は、海中に転落したものの、自力で本件岩場上がった。</p> <p>船長は、転覆後、携帯電話で親族に海上保安庁への通報と僚船による救助を依頼した。</p> <p>船長及び釣り客3人は、僚船に救助され、本船は、海上保安官が流出防止の船固めを行い、後日、船長手配の作業船で佐護湊漁港にえい航された。</p> <p>船長は、これまで、本件岩場の西側からの釣り客の乗下船を一度も行ったことがなかったが、事故当日、波が穏やかであったので、問題なく乗船させることができると思い、本件岩場の西側からの乗船を</p>

	<p>行った。</p> <p>船長は、本件岩場の西側からの乗下船について、岩面の状況等を十分に把握していなかったため、船首の押し付けが不十分で、磯波を受けた際、上方に滑ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだんどおり、本件岩場の東側から釣り客を乗船させていれば、十分な経験があったので、磯波で船首が上方に滑るようなことなく、本事故の発生を防ぐことができたと思われた。</p> <p>(付図1 本件事故発生場所概略図、付図2 発生場所付近の衛星写真 参照)</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、本件岩場の西側の岩面において、釣り客を乗船させる際、船長が、船首の押し付けが不十分であったことから、磯波を受けて船首が左舷側に傾いたような状態で上方に滑り、左舷船尾方に傾斜した状態となったところに磯波が打ち込み、大傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件岩場の西側からの釣り客の乗下船を一度も行ったことがなく、本件岩場の岩面の状態等を把握していなかったことから、船首の押し付けが不十分であったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、本件岩場の西側の岩面において、釣り客を乗船させる際、船長が、船首の押し付けが不十分であったため、磯波を受けて船首が左舷側に傾いたような状態で上方に滑り、左舷船尾方に傾斜した状態となったところに磯波が打ち込み、大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船の船長は、岩場等に釣り客を乗下船させる場合、瀬渡しする岩面の状態等を把握して安全に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 発生場所付近の衛星写真



出典：地理院地図（電子国土 Web）